

〒010-0941

秋田市川尻町字大川反 170 番 102 秋田県歯科医師会館内

秋田県歯科衛生士会

歯科衛生士賠償責任保険 ご担当者様

(日本歯科衛生士会の保険)

2026 年10 月吉日

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日本歯科衛生士会よりご案内の【歯科衛生士賠償責任保険制度 総合生活保険】の件です。

次年度（2027 年 1 月 1 日から 2028 年 1 月 1 日まで）のご案内が用意できましたので送付させていただきます。

【歯科衛生士賠償責任保険制度 総合生活保険のご案内】

【歯科衛生士賠償責任保険制度 総合生活保険のパンフレット】

会員様からのお問い合わせにご利用ください。

お手続きにご不明な点は下記担当までお願いします。

敬具

東京海上日動代理店 マツオホケンサービス

東京都中央区日本橋人形町 1-13-9-201

TEL 03-5642-7511

FAX 03-5642-7512

Email matsuohoken@nifty.com



事故が起きたら 東京海上日動あんしん 110 番
年中無休 24 時間受付
0120-119-110

公益社団法人日本歯科衛生士会 会員の皆様へ 歯科衛生士賠償責任保険制度 ・総合生活保険のご案内

♥ 安心して歯科衛生士としてご活躍いただくために

歯科衛生士の業務中に生じる賠償責任と日常生活上の様々なリスクを補償するための日本歯科衛生士会会員専用の保険制度をご用意しております。



(1) 補償の概要

歯科衛生士賠償責任保険

歯科衛生士の皆様が日本国内において歯科衛生士法の規定業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因して他人の生命・身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。また業務を遂行することに伴う不当行為によって発生した人格権侵害（注1）や業務の遂行に起因する他人の財物損壊（注2）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いいたします。

（注1）次の二つの様態の不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

①不当な身体の拘束

②口頭または文書もしくは図画等による表示

（注2）他人の財物の損壊については、業務遂行にあたって被保険者が使用、管理する財物の損壊（紛失、盗取、詐取および横領は含みません）についてお支払します。



日常生活の補償

日常生活中やスポーツ、レジャー中（海外旅行中を含む）のケガまたは熱中症はもちろんのこと、通勤中や診療所内、さらに災害時に被災地支援に行かれている間のケガまたは熱中症等まで補償します。また、タイプ2はケガや熱中症だけでなく、携行している身の回り品の損害、さらに日常生活において他人をケガさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いいたします。

日常生活中や災害時に
被災地支援に行かれた際等の
「歯科衛生士の皆様ご自身のケガや熱中症」
も補償可能です！



(2) お申込み要領

本保険制度の対象は、公益社団法人日本歯科衛生士会の会員様となります。

①日本歯科衛生士会への入会の手続きをお願いします。

詳細は日本歯科衛生士会のホームページをご確認ください。

（入会専用ダイヤルへのお電話もしくはWebから入会いただけます。）

②日本歯科衛生士会への入会のち、

「歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険」は、
日本歯科衛生士会の「会員専用ページ」からのWebお申込となります。
右記のQRコードをスマートフォンで読み取り（※）、
会員番号をお手元にご準備のうえ、ログインしてください。

*パスワードは、会員になる際に日本歯科衛生士会からご案内された
初回パスワード、もしくはご自身で設定されたパスワードとなります。

※パソコンでのお手続きは以下のURLにアクセスしてください。

<https://www.jdha.or.jp/member/>

日本歯科衛生士会 入会のご案内

研究会、学術大会などへの参加や助け合い制度など、様々なサービスがご利用いただけます。

入会専用ダイヤル
TEL 0120-802-039

Webからの入会はこちら
お申し込みページ

公益社団法人 日本歯科衛生士会

一般の方へ 歯科衛生士の皆様へ 日本歯科衛生士会

経理・会計・会費管理・各種資料・発行物DL 委員会 入会案内 経理・学費・認定 歯科衛生士より・学生より

会員ページ ログイン

会員番号

パスワード

お申し込み済みの方は、会員IDでログインしてください。



日本歯科衛生士会認定研修（認定歯科衛生士セミナー）において実習・演習を伴う場合は、本保険制度の歯科衛生士賠償責任保険または勤務先等にて賠償責任保険に加入していることが条件となっています。

補償タイプ、補償開始日ごとの締切日と保険料については裏面をご確認ください。



(3) 補償タイプ

① タイプ1 (歯科衛生士賠償責任保険+総合生活保険(死亡・後遺障害))

歯科衛生士の方が業務に従事している間の事故に備える、歯科衛生士賠償責任保険と総合生活保険(死亡・後遺障害、針刺し事故等による感染症危険補償)を組み合わせたプランです。

POINT! 針刺し事故等による感染症危険補償

医療関係の業務に従事中(実習中を含みます)に生じた偶然な血液曝露事故により、HBVに感染されB型肝炎を発病して治療を受けた場合、HCV、HIVに感染された場合、見舞金(保険金)をお支払いします。

② タイプ2 (歯科衛生士賠償責任保険+総合生活保険(日常生活の補償))

日常生活で起こる様々なリスクを補償するプランです。タイプ1の補償内容に加え、入院、手術、通院、天災危険補償特約、個人賠償責任補償、携行品、特定感染症危険補償特約を付帯しています。

(4) 補償開始日ごとの締切日と保険料

■保険期間 : 2027年1月1日午後4時~2028年1月1日午後4時
中途加入も随時受け付けております。お手続きの締切日は下表をご確認ください。

中途加入日 (補償期間)	1/1 (12か月)	2/1 (11か月)	3/1 (10か月)	4/1 (9か月)	5/1 (8か月)	6/1 (7か月)	7/1 (6か月)	8/1 (5か月)	9/1 (4か月)	10/1 (3か月)	11/1 (2か月)	12/1 (1か月)
お申込開始日	10/1	12/20	1/20	2/20	3/20	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20
お申込締切日*1	12/11	1/15	2/16	3/16	4/15	5/17	6/16	7/14	8/17	9/15	10/15	11/12
タイプ1の保険料 (単位: 円)	5,000	4,590	4,170	3,760	3,330	2,930	2,510	2,080	1,670	1,250	830	430
タイプ2の保険料 (単位: 円) *2	16,300	14,950	13,600	12,230	10,860	9,520	8,180	6,790	5,440	4,080	2,730	1,370

*1…保険料のお支払いが金融機関の営業時間外となった場合は、翌営業日にご入金ください。

*2…本年度よりタイプ2の保険料を変更しております。

■保険料お支払方法 : Web申込完了後に受信するメールに記載の口座へお振込みください。
※お振込み先口座はお客様ごとに異なり、毎年変わりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

◆取扱代理店 (手続き方法・補償内容・事故のご連絡について)

有限会社マツオホケンサービス (担当: 松尾)

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町32-3-1014

TEL: 03-5642-7511 FAX03-5642-7512

e-mail: matsuohoken@nifty.com

◆引受保険会社 (ご意見・ご相談)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部) 医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4143

※このチラシは、歯科衛生士賠償責任保険、総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細はご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら代理店までお問い合わせ下さい。

公益社団法人日本歯科衛生士会 会員の皆様へ 歯科衛生士賠償責任保険制度 ・総合生活保険のご案内

♥ 安心して歯科衛生士としてご活躍いただくために

歯科衛生士の業務中に生じる賠償責任と日常生活上の様々なリスクを補償するための日本歯科衛生士会会員専用の保険制度をご用意しております。



(1) 補償の概要

歯科衛生士賠償責任保険

歯科衛生士の皆様が日本国内において歯科衛生士法の規定業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因して他人の生命・身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。また業務を遂行することに伴う不当行為によって発生した人格権侵害（注1）や業務の遂行に起因する他人の財物損壊（注2）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いいたします。

（注1）次の二つの様態の不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
①不当な身体の拘束
②口頭または文書もしくは図画等による表示

（注2）他人の財物の損壊については、業務遂行にあたって被保険者が使用、管理する財物の損壊（紛失、盗取、詐欺および横領は含みません）についてお支払します。



日常生活の補償

日常生活中やスポーツ、レジャー中（海外旅行中を含む）のケガまたは熱中症はもちろんのこと、通勤中や診療所内、さらに災害時に被災地支援に行かれている間のケガまたは熱中症等まで補償します。また、タイプ2はケガや熱中症だけでなく、携行している身の回り品の損害、さらに日常生活において他人をケガさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いいたします。

日常生活中や災害時に
被災地支援に行かれた際等の
「歯科衛生士の皆様ご自身のケガや熱中症」
も補償可能です！



(2) お申し込み要領

本保険制度の対象は、公益社団法人日本歯科衛生士会の会員様となります。

- ①日本歯科衛生士会への入会の手続きをお願いします。
詳細は日本歯科衛生士会のホームページをご確認ください。
（入会専用ダイヤルへのお電話もしくはWebから入会いただけます。）

- ②日本歯科衛生士会への入会のち、
「歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険」は、
日本歯科衛生士会の「会員専用ページ」からのWebお申込となります。
右記のQRコードをスマートフォンで読み取り（※）、
会員番号をお手元にご準備のうえ、ログインしてください。

*パスワードは、会員になる際に日本歯科衛生士会からご案内された
初回パスワード、もしくはご自身で設定されたパスワードとなります。

※パソコンでのお手続きは以下のURLにアクセスしてください。

<https://www.idha.or.jp/member/>

日本歯科衛生士会 入会のご案内

研究会、学術大会などへの参加や助け合い制度など、様々なサービスがご利用いただけます。

入会専用ダイヤル
TEL 0120-802-039

Webからの入会はこちら
お申し込みページ

公益社団法人 日本歯科衛生士会

会員専用ページ ログイン

会員番号

パスワード

入会

※本会に入会後は、会員専用ページにログインしていただけます。



日本歯科衛生士会認定研修（認定歯科衛生士セミナー）において実習・演習を伴う場合は、本保険制度の歯科衛生士賠償責任保険または勤務先等にて賠償責任保険に加入していることが条件となっています。

補償タイプ、補償開始日ごとの締切日と保険料については裏面をご確認ください。



(3) 補償タイプ

① タイプ1 (歯科衛生士賠償責任保険+総合生活保険(死亡・後遺障害))

歯科衛生士の方が業務に従事している間の事故に備える、歯科衛生士賠償責任保険と総合生活保険(死亡・後遺障害、針刺し事故等による感染症危険補償)を組み合わせたプランです。

POINT! 針刺し事故等による感染症危険補償

医療関係の業務に従事中(実習中を含みます)に生じた偶然な血液曝露事故により、HBVに感染されB型肝炎を発病して治療を受けた場合、HCV、HIVに感染された場合、見舞金(保険金)をお支払いします。

② タイプ2 (歯科衛生士賠償責任保険+総合生活保険(日常生活の補償))

日常生活で起こる様々なリスクを補償するプランです。タイプ1の補償内容に加え、入院、手術、通院、天災危険補償特約、個人賠償責任補償、携行品、特定感染症危険補償特約を付帯しています。

(4) 補償開始日ごとの締切日と保険料

■保険期間 : 2027年1月1日午後4時~2028年1月1日午後4時
中途加入も随時受け付けております。お手続きの締切日は下表をご確認ください。

中途加入日 (補償期間)	1/1 (12か月)	2/1 (11か月)	3/1 (10か月)	4/1 (9か月)	5/1 (8か月)	6/1 (7か月)	7/1 (6か月)	8/1 (5か月)	9/1 (4か月)	10/1 (3か月)	11/1 (2か月)	12/1 (1か月)
お申込開始日	10/1	12/20	1/20	2/20	3/20	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20
お申込締切日*1	12/11	1/15	2/16	3/16	4/15	5/17	6/16	7/14	8/17	9/15	10/15	11/12
タイプ1の保険料 (単位:円)	5,000	4,590	4,170	3,760	3,330	2,930	2,510	2,080	1,670	1,250	830	430
タイプ2の保険料 (単位:円)*2	16,300	14,950	13,600	12,230	10,860	9,520	8,180	6,790	5,440	4,080	2,730	1,370

*1...保険料のお支払いが金融機関の営業時間外となった場合は、翌営業日にご入金ください。

*2...本年度よりタイプ2の保険料を変更しております。

■保険料お支払方法 : Web申込完了後に受信するメールに記載の口座へお振込みください。
※お振込み先口座はお客様ごとに異なり、毎年変わりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

◆取扱代理店 (手続き方法・補償内容・事故のご連絡について)

有限会社マツオホケンサービス (担当: 松尾)

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町32-3-1014

TEL: 03-5642-7511 FAX03-5642-7512

e-mail: matsuooken@nifty.com

◆引受保険会社 (ご意見・ご相談)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部) 医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4143

※このチラシは、歯科衛生士賠償責任保険、総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細はご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点等がありましたら代理店までお問い合わせ下さい。

公益社団法人 日本歯科衛生士会 会員の皆様へ

歯科衛生士賠償責任保険制度 ・総合生活保険

この保険制度は、日本歯科衛生士会会員の皆様のための
制度として発足いたしました。

安心して業務が行えるよう是非ともこの機会に本制度にご加入ください。



【ご案内】

本年度より補償内容・保険料を改定いたしました。
パンフレットP2の主な改定点を必ずお読みください。

【特徴】

- 針刺し事故等による感染症危険補償が全タイプに付帯されています。
 - タイプ2では、歯科衛生士業務中の賠償責任に関する補償等に加えて、災害時に被災地支援へ行かれた際に会員の皆様ご自身がケガをした場合の補償も可能となります。
- 補償内容の詳細はP3以降をご確認ください。

歯科衛生士賠償責任保険制度・総合生活保険は、歯科衛生士賠償責任保険、総合生活保険（傷害補償、針刺し事故等による感染症危険補償特約）にセットで加入するタイプのペットネームです。

総合生活保険は、傷害補償（死亡・後遺障害、入院、手術、通院、針刺し事故等による感染症危険補償特約、特定感染症危険補償特約、天災危険補償特約）、個人賠償責任補償、携行品補償の商品名です。

【保険期間】

2027年1月1日午後4時 ～ 2028年1月1日午後4時の1年間

【募集締切】

2026年12月11日（金）まで

中途加入も募集しております。

継続加入をご希望の場合も、毎年お申込みのお手続きが必要となります。

※中途加入：毎月締切日までにお申込み手続きをしていただいた場合、翌月1日午後4時から2028年1月1日午後4時まで。毎月の締切日は次のページでご確認ください。

日本歯科衛生士会認定セミナー『在宅療養指導・口腔機能管理』『糖尿病予防指導』『医科歯科連携・口腔機能管理』の各コースを受講するためには、本保険制度の歯科衛生士賠償責任保険または勤務先等にて賠償責任保険に加入していることが条件となっています。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は、P15「商品改定のご案内」のとおりになりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

公益社団法人 日本歯科衛生士会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

✿ 主な改定点 ✿

タイプ1

総合生活保険について、当年度は保険金支払実績の増加により、損害率による割引を10%から5%に縮小します。これに伴い保険料が変動したため、保険金額を調整することにより、タイプ1保険料は従来通り5,000円でご案内いたします。

タイプ2

総合生活保険について、当年度は保険金支払実績の増加により、損害率による割引を10%から5%に縮小します。これに伴い保険料が変動したため、保険金額を調整することにより、タイプ2保険料は従来からの変動幅を抑えた16,300円でご案内いたします。

✿ 安心して歯科衛生士としてご活躍頂くために ✿

● 歯科衛生士の業務中に生じる賠償責任

日常生活の中で、仕事をしている時間が非常に大きな割合を占める方が多いのではないのでしょうか。だからこそ、仕事に生じる危険にもしっかりと備えることが重要です。歯科衛生士として業務を行なっている時に患者さんにケガを負わせてしまったような場合、法律上の賠償責任が発生することがあります。この場合、賠償責任は院長先生(歯科医院を経営する責任者)が患者さんと話し合い、医院として賠償責任を負担する場合が通常です。

ところが、歯科衛生士本人の賠償責任を追及されてしまい、院長先生では対応できなくなってしまうことがあります。患者さんにとって賠償責任の追及先は歯科医院、歯科衛生士本人、あるいは両方となりますが、歯科衛生士本人が追及された賠償責任については、歯科衛生士自身が患者さんと話し合い、負担しなければならないのです。

● 歯科衛生士の皆様で自身のケガや日常生活上の様々なリスクを補償!!

上記に加えて、歯科衛生士業務中の賠償責任だけでなく、歯科衛生士の皆様で自身のケガや日常生活上の様々なリスクを補償させて頂くためにタイプ2を用意させて頂きました。

本制度は、日本歯科衛生士会会員の皆様のために設計された会員専用の保険です。安心して歯科衛生士としてご活躍頂けるよう、是非とも本制度をご利用ください。

✿ 加入方法 ✿

加入締切日までに日本歯科衛生士会の会員専用ページからWebにてお申込みください。

保険料はWeb申込完了後に受信するメールに記載の口座へお振込みください。紙でのお手続きをご希望の方は取扱代理店までお問合せください。

※お振込先口座はお客さまごとに異なり、毎年変わりますのでご注意ください。

✿ 補償開始日ごとの締切日と保険料(一時払) ✿

中途加入もお待ちしております!!

中途加入日 (補償開始日)	1/1 (12か月)	2/1 (11か月)	3/1 (10か月)	4/1 (9か月)	5/1 (8か月)	6/1 (7か月)	7/1 (6か月)	8/1 (5か月)	9/1 (4か月)	10/1 (3か月)	11/1 (2か月)	12/1 (1か月)
お申込み開始日	10/1	12/20	1/20	2/20	3/20	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20
お申込み手続きと 保険料お支払いの締切日*1	12/11	1/15	2/16	3/16	4/15	5/17	6/16	7/14	8/17	9/15	10/15	11/12
タイプ1の保険料 (単位:円)	5,000	4,590	4,170	3,760	3,330	2,930	2,510	2,080	1,670	1,250	830	430
タイプ2の保険料 (単位:円)	16,300	14,950	13,600	12,230	10,860	9,520	8,180	6,790	5,440	4,080	2,730	1,370

*1 保険料のお支払いが金融機関の営業時間外となってしまった場合は、翌営業日にご入金ください。

加入者票については、お申込み手続き完了後にマイページからご確認いただくことが可能です。ご加入内容に誤りがないかをご確認ください。取扱代理店(お問合せ先)については、P16をご参照ください。

タイプ1

歯科衛生士賠償責任保険

+ 総合生活保険(死亡・後遺障害 + 針刺し事故等による感染症危険補償特約)

20%
団体割引
適用

総合生活保険部分のみ
団体割引15%適用
損害率による割引5%適用



● 歯科衛生士の方の業務に従事している間の補償をお守りする歯科衛生士専門職用の補償プラン。

歯科衛生士賠償責任保険

歯科衛生士の皆様が日本国内において歯科衛生士法の規定業務(以下「業務」といいます。)の遂行に起因して他人の生命・身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。また業務を遂行することに伴う不当行為によって発生した人格権侵害(※1)や業務の遂行に起因する他人の財物損壊(※2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いいたします。

(※1) 次の二つの様態の不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

① 不当な身体拘束 ② 口頭または文書もしくは図画等による表示

(※2) 他人の財物の損壊については、業務遂行にあたって被保険者が使用、管理する財物の損壊(紛失、盗取、詐取および横領は含みません)についてお支払いします。

例えばこんな時にも・・・



歯石除去中に誤って患者を傷つけてしまった。



診療中に患者のバッグを壊してしまった。



プライバシーに関する情報を洩らして患者から直接訴えられた。

死亡・後遺障害補償

急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは熱中症により死亡もしくは後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

針刺し事故等による感染症危険補償

医療関係の業務に従事中(実習中を含みます)に生じた偶然な血液曝露事故により、事故の発生の日からその日を含めて1年以内に下記【補償の対象となる診断内容】のいずれかに該当したことを医師等に診断された場合(※3)に、ウイルスの種類に応じて見舞金(保険金)をお支払します。(※4)

【補償の対象となる診断内容】

- HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合
- HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合
- HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合

【血液曝露事故とは・・・?】

- 血液付着した鋭利な医療器具(注射針等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること
- 血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること

(※3) 事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時まで)に、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査として直後検査を行って頂きます。直後検査を受けていない場合や、直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、保険金のお支払い対象外となります。また、検査に関する費用はお支払いの対象外となります。

(※4) お支払する保険金は、ウイルスの種類ごとに保険期間を通じて1回とします。また、この保険契約が継続契約である場合は、ウイルスの種類ごとに初年度契約から通算して1回とします。1回の事故または複数回の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合はそれぞれのウイルスに対して1回の保険金を支払います。すべてのウイルスに対して保険金をお支払した場合は、その後保険金のお支払いはできません。

【事故例】

使用済み針をキャップせず、針をはずそうとしたら手がすべって指に刺した

使用済みで血液が付着している歯科医療器具を洗っている際に、手を切った血液が体内に付着してしまった



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」、「補償の概要等」をご確認ください。

■ 支払限度額・保険金額と基本保険料

補償タイプ			支払限度額・保険金額	免責金額(自己負担額)
歯科衛生士賠償責任保険	対人	1事故	1億円	0円
		保険期間中	3億円	
	人格権侵害	1名／1事故／保険期間中	100万円	1,000円
	対物	1事故／保険期間中	100万円	
総合生活保険	死亡・後遺障害		100万円	0円
	針刺し事故等による 感染症危険補償	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	39,000円	0円
		HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	39万円	
		HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	130万円	
保険料(年間)			5,000円	

* 歯科衛生士賠償責任保険の保険料は、被保険者(ご本人)数が500名以上の場合の団体割引20%、総合生活保険の保険料は1,000名～2,999名の場合の団体割引15%を適用しております。歯科衛生士賠償責任保険の被保険者が499名以下の場合には歯科衛生士賠償責任保険の支払限度額の引き下げまたは保険料の引き上げ等の変更をさせていただきます。

タイプ2

歯科衛生士賠償責任保険 + 総合生活保険

(死亡・後遺障害 + 入院・手術・通院補償 + 針刺し事故等による感染症危険補償特約 + 特定感染症危険補償特約 + 天災危険補償特約 + 個人賠償責任補償 + 携行品)

- 業務中のみならず、日常生活で起こる様々なリスクを補償する充実補償プランです(但し、針刺し事故等による感染症危険補償特約は医療関係業務中(実習中を含む)のみ)。
- 台風・地震等の災害で被災地支援へ行かれる間にご自身がケガをした場合も補償対象となります。

セットプラン

歯科衛生士賠償責任保険



日常生活の補償

死亡・後遺障害、入院・手術、通院補償

日常生活中やスポーツ、レジャー中(海外旅行中を含む)のケガまたは熱中症はもちろんのこと、通勤中や診療所内、さらに災害時に被災地支援へ行かれている間のケガまたは熱中症等、就業中であるかを問わず、補償します。

「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした、または熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

【死亡・後遺障害】

ケガまたは熱中症で死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。例えばこんな時にも・・・

【入院・手術】

ケガまたは熱中症で入院(※1)されたり手術(※2)を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

(※1)事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

(※2)事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【通院】

ケガまたは熱中症で通院された場合に、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

また、1事故について90日を限度とします。



スキー中にケガをした。



道路を横断中に車に追突されてケガをした。



通勤中、ホームで転倒しケガをした。

針刺し事故等による感染症危険補償特約

P3をご確認ください。

例えばこんな時にも・・・

使用済み針をキャップせず、針をはずそうとしたら手がすべって指に刺した



特定感染症危険補償特約

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

例えばこんな時にも・・・



地震



噴火



津波

携行品

日本国内外を問わず、自宅外で携行している身の回り品が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、動物、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

例えばこんな時にも・・・



買い物中にハンドバッグをひたたくられた。



旅行中にビデオカメラを誤って落として破損させた。

個人賠償責任

日本国内外において、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いいたします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えばこんな時にも・・・



- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触しケガをさせた。
- 愛犬が他人にかみついて、ケガをさせた。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

タイプ2

20%
団体割引
適用

総合生活保険部分のみ
団体割引15%適用
損害率による割引15%適用
*天災危険補償特約に、損害率による
割引は適用できません。



- 災害時に被災地へ支援に行く際の会員様ご自身のケガも補償!
- 特定感染症の補償も追加!

■支払限度額・保険金額と基本保険料

補償タイプ			支払限度額・保険金額	免責金額(自己負担額)
歯科衛生士賠償責任保険	対人	1事故	1億円	0円
		保険期間中	3億円	
	人格権侵害	1名／1事故／保険期間中	100万円	1,000円
	対物	1事故／保険期間中	100万円	
総合生活保険	傷害補償 (天災危険補償特約付)	死亡・後遺障害	100万円	0円
		入院保険金(日額)	3,000円	
		手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術) ^(※1)	
		通院保険金(日額)	1,500円	
	特定感染症危険補償特約	後遺障害	100万円	0円
		入院保険金(日額)	3,000円	
		通院保険金(日額)	1,500円	
	針刺し事故等による感染症危険補償	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染され、B型肝炎を発病して治療を受けられた場合	39,000円	0円
		HCV(C型肝炎ウイルス)に感染された場合	39万円	
		HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染された場合	130万円	
	個人賠償責任		国内1億円 国外1億円	0円
	携行品		10万円	5,000円
保険料(年間)			16,300円	

■保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象者	ご本人(※2)	ご本人(※2)の配偶者(※3)	その他のご親族(※4)
基本補償			
個人賠償責任	○	○	○
傷害・携行品	○	×	×

※個人賠償責任補償において、ご本人(※2)が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

(※1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(※2) 公益社団法人 日本歯科衛生士会の会員で、かつ、「保険の対象となる方(被保険者ご本人)」として記載された方をいいます。

(※3) 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まれます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。(婚約とは異なります。)

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居(※5)により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(※4) ご本人(※2)またはその配偶者(※3)の同居(※5)の親族・別居の未婚のお子様をいいます。親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい(配偶者を含みません。)、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。上記の続柄は損害の原因となった事故発生時における関係です。

(※5) 同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)

*歯科衛生士賠償責任保険の保険料は、被保険者(ご本人)数が500名以上の場合の団体割引20%、総合生活保険の保険料は1,000名~2,999名の場合の団体割引15%を適用しております。歯科衛生士賠償責任保険の被保険者が499名以下の場合は歯科衛生士賠償責任保険の支払限度額の引き下げまたは保険料の引き上げ等の変更をさせていただきます。

【歯科衛生士賠償責任保険 補償のあらまし】

	お支払する保険金の内容	保険金をお支払いしない主な場合
歯 科 衛 生 士 賠 償 責 任 保 險	【保険金をお支払する場合】 被保険者（補償を受けることができる方）が、日本国内において歯科衛生士法第2条に規定され、歯科衛生士の資格を有する者が行う業務を遂行することに起因して生じた次の事由により、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払します。（※1） ①他人の身体障害（※2）②他人の財物損壊（※2）③不当行為（次のいずれかの行為をいいます。） （※3）によって発生した人格権侵害（他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。） ・不当な身体拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示 【お支払する保険金の種類】 ①被害者に対して法律上支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。 ②保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用 ④損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当や護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 【保険金のお支払方法】 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払します。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。 （※1）この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いたします。 （※2）被保険者または業務の補助者の業務遂行に起因したものに限ります。 （※3）被保険者による業務遂行に伴うものに限ります。 保険期間と保険責任の関係：保険金をお支払いするのは、以下の場合に限ります。 ●他人の身体障害事故については、保険期間中に身体障害が発見された場合 ●他人の財物の損壊事故については、保険期間中に財物が損壊されたことが発見された場合 ●人格権侵害事故については、保険期間中に不当行為が行われた場合	●ご契約者、被保険者の故意による損害賠償責任 ●歯科衛生士業務を行う施設または設備の所有、使用または管理に起因する損害 ●自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外における船・車両または動物の所有、使用または管理に起因する損害 ●美容を唯一の目的とする業務に起因する損害 ●業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ●所定の資格を有しない歯科衛生士が行った業務に起因する損害 ●戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議、または地震、噴火、洪水、津波または高潮による損害 ●被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害 ●被保険者の占有を離れた財物の損壊自体による損害 ●サイバー攻撃 等

注：補償の詳細内容については約款（賠償責任保険普通保険約款、歯科衛生士特別約款、人格権侵害担保特約条項（歯科衛生士特別約款用）、財物損壊担保特約条項（歯科衛生士特別約款用））等をご確認ください。